

国では、多様な経営引継ぎの形態に応じた次世代経営者への事業承継を加速させるため、事業承継の際の贈与税・相続税の負担を軽減する「事業承継税制」を今後10年間に限って大きく拡充します。このたびの特例措置のポイントについては次のとおりです。

特例措置のポイント

1 10年間限定の特例措置

平成30年4月1日から平成35年3月31日の5年間に「承継計画」を都道府県に提出し、平成30年1月1日から平成39年12月31日の10年間に実際に事業承継をされた方が対象です。

2 株式の贈与・相続にかかる税制すべてを対象に

対象株式数の上限を撤廃(2/3→3/3)し、さらに、納税猶予割合を80%から100%に拡大し、事業承継時の支払負担がゼロになります。

3 将来的な売却・廃業の際の税負担を軽減

将来、後継者が事業を売却・廃業する際に株価が下落していた場合には、その下落した株式を基準に贈与税・相続税を計算し、差額を免除します。

4 雇用維持条件を外し税制利用の負担を軽減

これまでは、税制を利用するために従業員を5年間平均で8割以上維持することが必要でしたが、人手不足の時代に対応し、この条件を実質的に撤廃します。

5 対象者を大幅に拡充

これまでは、先代経営者一人から後継者一人への贈与・相続のみが対象でしたが、特例措置では、全ての株主から最大3人の後継者(※)への贈与・相続が対象になります。

(※)代表権を有している等、一定の要件があります。

【金融機関による融資】

事業承継のため、代表者が株式や事業用資産を買い取る際に必要な資金について、日本政策金融公庫による融資や、信用保証協会による保証の特例を受けることができます。

※親族外の後継者が代表者に就任した場合にも、適用を受けることができます。

【事業承継補助金による支援】

事業承継後の新たな取り組みを支援するため、設備投資などに最大500万円(M&A等による事業再編・統合の場合は最大1,200万円)を補助します。

※詳細については調整中のため、今年春頃に公募開始予定

※各支援策は、国会における法案・予算案の成立が前提となります。また、これら制度の適用にあたっては税理士・弁護士等の専門家の方々と十分ご相談のうえ、適用の可否をご判断ください。

支援策に関する問い合わせ先

<事業承継に関する税制や金融支援>

東北経済産業局 中小企業課

宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 TEL：022-221-4922(直通)

<事業承継に関する補助金>

「事業承継補助金」の事務局は2月現在未定のため、決定次第、公表予定

<支援機関への問い合わせや後継者マッチングのご相談>

秋田県事業引継ぎ支援センター

秋田市山王二丁目1番40号田口ビル4階 TEL：018-883-3551

※なお、問い合わせ先については今後拡充される予定となっております。